

新型コロナウイルス感染症海外短信 — ドイツXV

2022 年 11 月 21 日

加久間 景子*

1. 新型コロナの動き

11 月末におけるコロナ感染の動き

保健大臣カール・ラウターバッハが 9 月に冬へのコロナ感染の広がりを警告した。それと共にあらためてコロナ対策の確認が行われて今日に至っている。

現在 11 月始め迄全国的に感染者の広がりが増え続けた。しかし、11 月 18 日の発表では、現状人口 10 万人に対する 7 日間の平均値が 200 を切る所まで減少している。以前と同じく、この結果はコロナ感染を公にしない数が多くあるとされ、確実なものではなく注意が呼びかけられている。

興味深いのはワクチン接種数が増えたためか(総人口の 76%が二度目、又 63%が一度目のブースター接種も受けている)、症状が軽い例が多くなっている。発熱なし、風邪に似た症状特に咽喉の痛み、鼻水、倦怠感などで、10 日以内には陰性反応になることが多い。感染の 90%が軽いとされその結果、以前大きな社会問題になった病院での入院患者の混乱は避けられている。

ドイツではオミクロン変異株 BA 4、5 に効果あるワクチン接種が始まるまで接種予定を遅らせていた層があった為、4 度目のワクチン接種の必要性が急がれている。そのためか 5 度目のワクチン接種は一般的に 6 ヶ月間期間を空けることが多い。特にコロナ完治者に対しても抗体があるとし、半年間の期間が保たれている。そこで新しい問題が起きている。症状が軽くあるいは無症状でも隔離義務が発生し職場から離れ家での生活になる。それにより職場で急な人材不足が起き、特に日常感じるのは交通機関が急に予定通りに動かない、バスが来ないなど安定した生活が脅かされはじめている。

その解決策として(現在ドイツは州で最終的にその地域にあった政策を決める権利があるので)、バイエルン州では独自の方向が打ち出され、11 月 16 日よりコロナ陽性者の予防も含め「流行病の影響から正

常な生活への切り替え」と題して先ず 1 月末迄に限って、隔離義務責任が外された。

この案は、他の隣接していない 3 地域の州でもまもなく始まる事が決定している。約 20 ヶ月間続いているコロナ陽性者の隔離義務が終わり、自己責任で危険性のあるグループを守る行動をすれば自由に外出、勤務が許されることになる。

バイエルン州のコロナ陽性者に対する変更事項は次の通り。

1. マスク着用の義務

- (1) 6 歳以上は医学用マスク及び FFP2 の使用
個人の家では、又は他人の居ない所ではマスク着用は必要なし。外では最低 1.5m の間隔があれば必要なし。これは医学的にマスク着用は無理な人、耳に支障のある人も同じ扱いとなる。
- (2) 医療機関、及び介護施設ではマスク着用義務が継続される。ただし、リハビリ施設、医学的に認められた場合には義務から外される。最後を迎える重い病状の人の付き添いは特別に除外される。
- (3) 最低 48 時間に症状がなければ外でのマスク着用義務は早くても 5 日後には解除される。

2. 仕事・勤務の可能性

隔離義務がなくなり、症状のないコロナ陽性者が勤務から離れる根拠がなくなった。病气届けとして扱われるかは医者判断で病状があるかが問われる。又、雇用者は新たに飛染防止施設を保つ責任がある。

3. 学校

学校は特別の隔離義務、検査義務があったが全て解除とされる。ただし、「病気であれば家に留まる、学校に行かない」これを守ることが強く求められている。

これら 4 州がこれからの人出の多いクリスマスに

* 在ドイツ音楽家。なお、本稿は、加久間景子氏からの情報提供を、本財団理事長光多長温がまとめたものである。

向かっての時期にこのような決定をしたことに対して、保健大臣は非常に危険なこととし反対の姿勢を取り、私の住んでいるノルトライン・ヴェストファーレン州でも批判が大きく隔離義務は継続して実行されることとなった。

これからの感染者数に影響があると思われることのひとつが、新しいワクチン、オミクロン BA4、5 に有効な接種であり、日本と同じように開始されその効果が現れている。現在、オミクロン変異株 BA5 が、感染者の 90% を占め、新たな BQ1.1 は 10% にも達していない。他国、フランスなどと比べる 3 週間遅い進み方（新型コロナ発生時から同じ動き）であるが、変化していく可能性が高い。果たして新しい変異株にワクチンの効果がどう出るかは、残念ながらまだ確実な報道はされていない。

2. エネルギー資源対策

全体的なインフレーションと共に高値が続くガス、電気問題は戦後以来のものと言われ、国民の不安・悩みは大きくなるばかりである。その中で、連立政権の 3 党間で最後に残っている原子炉 3 つの廃炉の期限延長の案に結論が出ず、シュルツ首相の政治的権利によってやっと来年春まで延長の運びとなったが、その後の方針は未定である。

この方針に対して与党からは大きな反対はなく、国民はこれで多少は電力の供給が前向きになったと感じ賛成の声の方が多い。現在、天然ガスを北欧、主にノルウェーから供給されていて、11 月現在天然ガスのタンクは 95% 以上満たされている。この量は冬を乗り越えた春に 40% になると予測され一応落ち着いていると言える。しかし高値には変わりなく、国民への援助が急がれていた。

昨日の政府の発表で、来年 3 月からの計画を前倒して 1 月から援助の形が決まった。現在の個人の消費量の 80% は 1 月からの大幅な値上がりはなく、20% が値上がりの対象にされる。これは、ガス・電力とも同じ扱いになり工場など企業などでは援助の幅がさらに大きい。ただし、既に 9 月に値上がりがあり実際どんな数字になり援助に繋がるか、来年への期待は大きい。

ドイツは原子炉を否定する姿勢で、同時にそれに変わる電力確保のため、ロシアからの天然ガスの獲

得を進めていた今年始めでも、他国主にフランスから電力供給を受ける必要があった。この中でウクライナ戦争が始まり、ロシアからの天然ガス利用の道が絶たれまだまだ厳しい時が続いている。ひとつ前向きなことは、北ドイツの港町ビールヘルムスハーフェンで 2 月から建設中であった LNG ガス（液化石油ガス）のターミナルが先日完成したことである¹。12 月より稼働し、予定通りであれば 2023 年 1 月からアラブ首長国連邦から船で運ばれ、港のターミナルで処理されドイツの現在使用されているガスタンクに貯蔵される。

将来、他の国からとの契約も可能になってきた。既に 5 つのターミナルの建設が具体化しているが、物価の値上げにより経済的な問題が指摘されている。しかしこれはロシアからの関係に頼らないための死活問題である。

シュルツ首相は、カナダから始まり、世界各国とのガス供給の道を求め交渉のため各国歴訪を続けている。中国とカタールの間で動きがあったこともあり、ロシアから離れる政策は各国で今後も続くと考えられる。

3. ドイツの社会問題及びその将来

長いコロナ感染の広がりでもロックダウンの決断、その後のソ連の侵略戦争からの影響で国に援助なしでは成り立たない人々が年齢と関係なく増えている。特に失業者に対する対策の改革はコロナ感染の前から進められていたが、これまで議論されてきた制度変更が 2023 年 1 月から始まる見通しが先日決まった。

一時は、連邦参議院で与党の案が通らず援助が急がれる人々の不安は大きかったが、野党と与党が歩みよった形である。詳しい内容は省略するが個人ひとりに対し月毎に約 7 万円程支払われる。住居も与えられる。交付対象の人の資産額は約 580 万円迄認められ、この額は与党の従来案よりかなり少ない。大きな変化は、ある一定の迄の収入が許され、それに対して 1 日目から役所などに設けられている失業者の職探しを義務付けられ、新しい職務に就く為の指導・訓練も進められることとなる。

これは身近で起きている例であるが、この援助は自国に戻ることが困難である難民にも同じ条件で行

¹ 工期の短さから見ても、浮動型か？

われる。現在、ウクライナからの人々がドイツ中で生活している。ウクライナからの人々は多くは手に職を持っているし、直ちに自活を希望して言葉の勉強を始めている。問題は、その他多くの文化の違う国からの難民者で、中には何年もドイツで生活しながら言葉を覚えようとし、職務にもつかない人々を多く見かける。ドイツ人の中でも生活の厳しい人々が増えている中この状態を理解できないのは想像がつく。

2023年も温暖化が進むのであろう。先日閉幕したCOP27で気候変動の悪影響を受けている脆弱な途上国への支援基金の設立が盛り込まれたが、フランス・ドイツは既に援助額を示している一方で中国など多数の国が総論賛成の姿勢のみで具体的援助額は示されず果たして実ることなのであろうか懸念される。ドイツでは共同発表には至ったが、何も具体的には先に進んでいないと自国の担当者、つまり政府に対し強い非難が行われている。

以上